東京海上日動海外総合サポートデスク 24時間 日本語対応

■北米

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ合衆国本土（アラスカを除く）	1-800-446-5571	ハワイ	1-800-446-5571
カナダ	1-800-665-6779	グアム	1-888-841-7905
バミューダ諸島	1-800-623-0164	サイパン	1-866-666-5127

■中南米

滞在地	電話番号
チリ	1230-020-2474

■ヨーロッパ

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アイルランド	1-800-55-8166	デンマーク	8001-0516
イギリス	0800-028-6560	ドイツ	0800-1-81-1391
イタリア	800-8-70715	ハンガリー	06-800-11886
オーストリア	0800-281-284	フィンランド	0800-1-181-33
オランダ	0800-022-5777	フランス	0800-909634
ギリシャ	00-800-8113-0008	ベルギー	0800-1-8115
スイス	0800-55-5692	ポルトガル	800-8-81-127
スウェーデン	020-791-027	ルクセンブルク	8002-2863
スペイン	9009981-64	ロシア	810-800-20041081

■アジア

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	トルコ	00-800-8191-9166
イスラエル	1-80-947-8001	フィリピン	1-800-1-811-0177
インドネシア	001-803-81-0154	香港	800-96-6933
韓国	00798-81-1-0068	マカオ	0800-449
シンガポール	800-811-0423	台湾	0080-181-2233
タイ	001-800-811-0215	マレーシア	1800-80-3072
中国	4001-202989		

■オセアニア

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
オーストラリア	1-800-146-401	ニュージーランド	0800-44-8461

■アフリカ

滞在地	電話番号
南アフリカ共和国	0800-98-3595

電話番号は最新のものを掲載しておりますが、変更する場合がございますので出発前にご確認ください。電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、以下の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または、P7に記載の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
  1. 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
  2. 現地の市内通話料金
  3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の地域・国から、あるいは上記ダイヤルで繋がらない場合は、ダイヤル直通または国際コレクトコールにて
(81)3-6758-2460
「東京海上日動海外総合サポートデスク」へご連絡ください。

ご連絡事項
①氏名・性別・生年月日
②DCカード会員番号（上6桁・下4桁）・登録住所・登録電話番号
③緊急事態の詳細・疾病傷害の状況
④現地連絡先・電話番号
⑤その他「東京海上日動海外総合サポートデスク」担当者の求める情報

(W00012L805)
2301-32665
070276 23.01 JB

保険ご利用のしおり

Jizile【ジザイル】

旅行ご出発前に必ずご一読ください。

DC CARD

Jizile会員の皆様のために、三菱UFJニコス株式会社が契約者となって海外旅行を対象として東京海上日動火災保険株式会社の傷害保険契約を付帯しております。
このしおりは保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明したものです。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、ご旅行の際は是非ご携帯ください。
ご利用に際しては、しおりの内容にしたがって手続きをお願いいたします。

■保険の内容について
東京海上日動火災保険株式会社所定の保険約款によるものです。
商品内容は変更される場合もございます。

目　　次

①保険金額および申込方法 ……2
②海外旅行傷害保険 保険金の請求について …4
③東京海上日動海外総合サポートデスクについて …6
④Q&A ……8
⑤補償内容の概要 …… 10

（引受保険会社）
東京海上日動火災保険株式会社

（取扱代理店）
エスティ保険サービス株式会社

（お問合せ先）
カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関しては
DCカードコールセンター
東京 03−3770−1177
大阪 06−6533−6633
受付時間／9:00〜17:00（無休・年末年始は休み）

各保険の詳細に関しては
エスティ保険サービス（株）
0120−77−6620
受付時間／9:00〜17:00（土・日・祝・年末年始は休み）

DC OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED : DC CARD Jizile MEMBER
POLICY PERIOD : Policy period shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of 90 days from the following day of departing Japan or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥10,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥300,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥300,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE ¥3,000)	¥100,000
LIABILITY (DEDUCTIBLE ¥1,000)	¥10,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥500,000

This is to certify that "DC OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are DC CARD member.
※Prior approval of the insurance company is required for provision of cashless payment service.

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

①保険金額および申込方法

1 保険金額一覧

(1)海外旅行傷害保険 自動付帯

★旅行出発前の申込手続きは、一切不要です。
★補償期間…カード入会日翌日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国した翌日から90日まで。

補償内容	保険金額(限度額)
傷害による死亡・後遺障害	最高1,000万円
傷害による治療費用	30万円限度
疾病による治療費用	30万円限度
賠償責任(免責1,000円)	1,000万円限度
携行品損害 (免責3,000円)	1旅行につき10万円限度 年間　100万円限度
救援者費用	50万円限度

☆詳細は10、11ページをご覧ください。

(2)ショッピングセイバー 利用付帯

★国内・海外の利用を問わず、DCカードJizileにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

保険金額(年間限度額)	補償期間	自己負担額
100万円	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき10,000円

☆詳細は12ページをご覧ください。

[ショッピングセイバーの保険金請求について]
※購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

●東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル
[東京海上日動火災保険株式会社]
0120(789)701
(9:00～17:00 / 土・日・祝・年末年始休)
音声ガイダンスに従い「2」を入力してください。
※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からお掛けください。
●最寄りの東京海上日動損害サービスセンターへ

2 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

(1)DCカードと他クレジットカード※をあわせてお持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカードとの契約がある場合、お客様のお受けとりになる保険金額は、合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額とします。
なお、DCカードより他クレジットカードの保険金額が高い場合は、DCカードの保険金額を上限として保険金支払をいたします。
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)
※三菱UFJニコスおよび他カード会社発行のクレジットカードを指します。

(2)DCカードのみを複数枚お持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
Visa・Mastercard®並びに個人カードなど一人で複数枚所持している場合でも、支払保険金額は合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額とします。
②その他の保険金
Ⅰ) Visa・Mastercard®両方お持ちの場合は支払保険金額は1枚分。
Ⅱ) 個人・法人両方お持ちの場合は合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)
(注) 当社、他クレジットカード発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合
①死亡・後遺障害保険金
原則として本カードとの合算金額となります。(ただし、当社指定の法人・コーポレートカードのうち一部合算の対象外となる場合がございます。)
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額が上限とします。)

3 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金
クレジットカード付帯保険のお支払い金額(クレジットカード複数保有の場合、上記2ご参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額とします。
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)

4 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者(Jizile会員)の法定相続人とします。受取人の指定はできません。

②保険金の請求について

海外旅行出発から保険金請求までの流れ

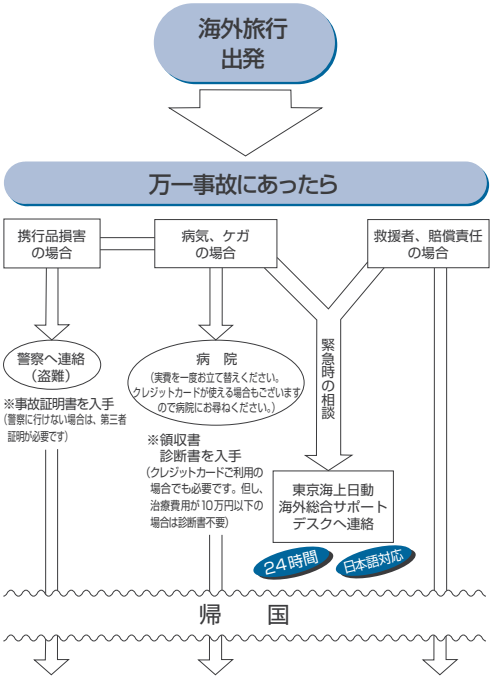

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

●東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル
［東京海上日動火災保険株式会社］
0120(789)701
（9:00～17:00 / 土・日・祝・年末年始休）
音声ガイダンスに従い「1」を入力してください。
（既に事故報告をされておりその後のお打合せ・お問合せの方は「0」を入力ください。）
※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からお掛けください。
※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスク（最終面に記載）へご連絡ください。

保険金請求に必要な書類

(1) 海外旅行傷害保険

保険金請求書類 ＼ 保険金種類	傷害死亡	後遺障害	携行品損害	賠償責任	治療費用	救援者費用
医師の診断書				○	◎	
治療費の明細書・領収書				○	◎	
死亡診断書または死体検案書	◎					
事故証明書	◎	○	◎	○	○	○
支出を証明する書類					○	◎
示談書				◎		
示談金領収書				◎		
損害額を立証する書類				◎		
購入時の領収書			◎			
修理見積書または領収書			◎			
損害品の写真			◎			
除籍謄本	◎					
委任状・戸籍謄本	◎					
同意書	○	○			○	○
後遺障害診断書		◎				
パスポートコピー	◎	◎	◎	◎	◎	◎
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他の関係書類（詳しくは保険会社よりご案内させていただきます。）	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。
※治療費用について、請求額が10万円以下の場合、診断書は不要です。
※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。
（ただし、海外旅行傷害保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象となりますので、診断書原本をご提出ください。）

(2) ショッピングセイバー

必要書類 ＼ 事故の形態	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明書または盗難届(注1)	◎	◎	(注2)	(注2)
修理見積書または領収書		◎	◎	○
DC売上伝票(お客様控)	◎	◎	◎	◎
写真		◎	◎	◎
DCカードJizile(コピー)	◎	◎	◎	◎

（注1）受理番号をご確認ください。
（注2）全損の場合は原則現物をご提示頂きます。
破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく事があります。
※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。
その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

1 「東京海上日動海外総合サポートデスク」とは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」は、東京海上日動火災保険株式会社の海外旅行傷害保険に付帯されているサービスであり、Jizile会員は海外旅行傷害保険の被保険者として、このサービスが受けられます。

海外旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルにより、保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任スタッフが各種相談に日本語にて対応いたします。
ご連絡先は本冊子裏面をご参照ください。

⇒東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社(INTAC)が24時間年中無休体制で全世界からのお電話を東京で受付しています。

2 「東京海上日動海外総合サポートデスク」のサービス内容

お客様からのニーズ・トラブルの種類に応じて、各種業者を起用し、次のようなサービスを提供しています。

救急病院の紹介・手配	救急処置ができる病院や医師を紹介します。必要に応じ、診察の予約や入院のお手伝いもします。
転院の手配	救急病院で適切な治療が受けられない場合は、医療設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院の手配をします。
交通機関の手配	緊急移送や転院に必要な交通機関を、病状や交通事情に応じて手配します。救急飛行機（医療設備付）・ヘリコプター・救急車・定期便飛行機等の手配もします。
付添医師・看護師の手配	緊急移送や転院のために被保険者を移送する時、必要に応じて付添の医師・看護師を手配します。
救援者に対する援助	被保険者の救援に向かわれるご家族の航空便等の予約、宿泊ホテルの手配、捜索救助機関の紹介・手配をします。(死亡又は３日以上入院等一定の条件を満たした場合に限ります。)
医療機関へのキャッシュレス・メディカル・サービスの手配	病院等医療機関への支払保証の交渉をいたします（カード会員資格確認をする必要があるため、お時間を要する場合がございます）。 原則、出国日が確認できる書類（パスポートコピーや航空券のチケット、Eチケット等）のご送付をお願いしています。ご提出いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。
その他サービス	上記他、盗難事故や賠償事故等についても各種ご相談に応じます。

・ご契約の海外旅行傷害保険でお支払対象にならない場合や安全性が確保できない地域、通信・交通手段が確保されていない地域では、サービスの提供をお断りすることがあります。
・サービスのご利用の際には、本冊子裏面のご連絡事項を確認させていただきます。カード会員資格確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了解ください。
・カード会員資格の確認が取れない場合や、日本出国日の確認ができる書類をご送付いただけない場合は、サービスのご提供をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・原則、出国日が確認できる書類（パスポートや航空券のチケット、Eチケット等）の写しをお送りいただきます。

3 フリーダイヤルでのご連絡方法

冊子裏面の表に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております。

4 『東京海上日動海外総合サポートデスク』LINE無料通話*1のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問合せいただけます。日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、国際ローミング料金が発生することがありますが、LINE無料通話*1の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問合せいただけます。

＊1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

◎LINE無料通話でのご連絡方法◎

https://www.intac-net.co.jp/line/card/

1. 上記二次元バーコードから専用サイト*2にアクセスします。
2. 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
3. メッセージにしたがい「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクにつながります。

＊2 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。

※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

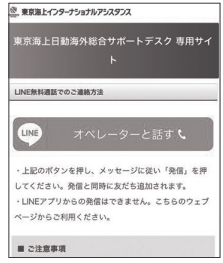

《ご注意点》
・パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
・本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問合せは、東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル（0120-789-701）をご利用ください。

5 国際コレクトコール（料金受信人払い）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局のオペレータを呼び出し、(81)-3-6758-2460でコレクトコールのお申込みをしてください。コレクトコールのオペレータには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。

④Q&A

よくあるご質問にお答えします！

海外旅行傷害保険…海　　ショッピングセイバー…SS

Q1 海　旅行だけでなく、留学や海外出張の場合でも補償されますか？

A1 補償されます。

Q2 海　海外滞在中にDCカードJizileを申込みした場合、保険はつきますか？

A2 つきません。旅行ご出発の時点でJizile会員の会員資格が必要です。次回日本をご出発の海外旅行から保険が適用されます。

Q3 海SS　家族会員（カード保有者）も保険の対象ですか？

A3 対象です。本人会員と同じ内容の保険がついています。

Q4 海　虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？

A4 歯科疾病（虫歯・歯槽膿漏など）の治療費は対象となりません。但し、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療（入れ歯は対象外）では対象となる場合もあります。

Q5 海　レンタカー乗車中の傷害事故は保険の対象ですか？

A5 Jizile会員ご自身の治療費は対象です。（運転資格を持たない場合や酒気帯び運転などは対象外）但し、車および他人の方に与えた損害は対象としません。

Q6 海　スキューバダイビング中の傷害事故は保険の対象ですか？

A6 約款上に定める危険なスポーツには該当しないため、治療費は対象です。（危険なスポーツの主な例：山岳登はん、スカイダイビング）

Q7 海　出張のために会社から貸与されたパソコンが破損した場合、保険の対象ですか？

A7 旅行行程開始前にその旅行のためにご自身が他人から無償で借りたものであれば対象です。業務の目的で借りたものは対象外です。

Q8 海SS　宅配で荷物やお土産品などを送付した場合の、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A8 別送品の損害は対象としません。

Q9 海　携行品損害における「携行する」とは、どのような状態ですか？

A9 本人が携帯している（身につけている・手に持っている）状態、あるいはたずさえて行く状態を言います。例えば、ベンチにカメラを置いたまま離れ、戻った時にはなかった場合等の状況では保険の対象となりません。

Q10 海SS　DCカードJizileで購入した商品が、他の海外旅行保険などでも補償されている場合には、二重に保険金が受けられますか？

A10 二重では受けられません。実際の損害額を上限に支払われ、他の保険契約で支払われた保険金等を差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。

Q11 SS　レンタル代金をDCカードJizileで支払った場合には、保険の対象ですか？

A11 対象となりません。商品をDCカードJizileで購入した時のみ保険の対象です。

Q12 SS　DCカードJizileで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A12 DCカードJizileで購入した商品に対し補償されるため、対象です。

⑤補償内容の概要

2020年11月1日よりカードに付帯しております海外旅行傷害保険の補償内容を一部変更させていただきました。
変更後の補償内容は変更日以降に日本国内のご自宅を出発された旅行より適用します。

1. 海外旅行傷害保険のご説明（詳細は、東京海上日動火災保険(株) 所定の保険約款によります。詳細につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(株)へご照会ください。）

担保項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 死亡・後遺障害	死亡 1,000万円 後遺障害 40万円～ 1,000万円	被保険者（Jizile会員、以下同様とします。）が補償期間®中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合……1,000万円（被保険者の法定相続人にお支払いします。） ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額（1,000万円）の4%～100%をお支払いします。 注 ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心神喪失、妊娠・出産・早産・流産・不妊症によるケガ。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故。 など
傷害 治療費用	30万円	被保険者が、補償期間®中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注 事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	1回のケガ、病気につき次の費用のうち実際に支出した金額で、東京海上日動火災保険（株）が妥当と認めた金額をそれぞれ30万円を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（ケガの場合のみ対象となります。） ④入院のために必要となったa国際電話料等通信費、b身の回り品購入費。 （ただし、1回のケガ、病気につき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤治療を受け、その結果、旅行行程を離脱し、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。（病気の場合のみ対象） 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象となりません。	
疾病 治療費用	30万円	被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気がもとで補償期間®終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 （ただし、補償期間®終了後に発病した病気については、原因が補償期間®中に発生したものに限ります。） ②補償期間®中に感染した特定の感染病がもとで、補償期間®終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症に加え政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。また、保険の対象になる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。		たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠・出産・早産または流産が原因の病気、不妊症。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気（既往症）。 ●山岳登はん中の高山病。 ●日本国外においてカイロプラクティック、鍼または灸の施術者による治療を必要とした場合の費用。 ●レーシック手術。 など
賠償責任	1,000万円	被保険者が、補償期間®中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合。 注 以下のものを含みます。d ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。） ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産 （ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）	1回の事故につき、1,000万円を限度として損害賠償金をお支払いします。 また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注1 1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円（免責金額）は自己負担していただきます。 損害賠償金－1,000円（免責金額） 注2 賠償金額の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険（株）の承認が必要となります。	たとえば、 ●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●汚染物質に起因する賠償責任。 ●罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する賠償責任。 ●職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●受託品に関する賠償責任。 など
携行品損害	10万円 年間 100万円限度	補償期間®中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。この旅行の有無に関わらず業務目的で借りているものを除きます。）なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、各種書類、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具または付属品、居住施設内（一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるもの、業務用機器、別送品など	1旅行につき10万円を限度とし、①携行品1つあたりの損害額が10万円を超える場合は、そのものの損害額を10万円とみなします。②保険の対象が乗車船券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。③保険の対象が旅券の場合には、損害額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。（損害額とは修理費、または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいます。）また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払いします。 注1 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は自己負担していただきます。 損害額－3,000円（免責金額） 注2 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●差し押え、破壊等の公権力の行使。（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ●無免許、酒酔、麻薬等使用中の運転。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品のかしまたは自然の消耗、さび、変色、虫喰い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●ウィンドサーフィン・サーフィン・その他これらに類する運動を行うための用具または付属品の損害。 ●山岳登はん、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害。 など
救援者費用	年間 50万円限度	被保険者が、補償期間®中に ①被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間®終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上続けて入院された場合。 ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合（無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。）または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で東京海上日動火災保険(株)が妥当と認めた費用を年間50万円を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（3名分限度）。 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで、3名分限度）。 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（20万円限度）。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用。（50万円まで） 注 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺（死亡された場合を除きます。）、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠・出産・早産または流産が原因の病気、不妊症による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。 など

重要 ※補償期間とは……海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、1回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて90日間です。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。
帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

2. ショッピングセイバーのご説明

保険金をお支払いする場合	DCカードJizileを保有する本人会員並びに家族会員が、DCカードJizileにて商品を購入し、購入日よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。 保険対象者は補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有している方。
お支払いする保険金内容	Jizile会員1名あたりの年間限度額を100万円とし、(Visa、Mastercard®など複数枚所有している場合は1枚分) DCカードJizileのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から、自己負担額10,000円（免責金額）を控除した金額を限度にお支払いします。他の保険契約からも保険金が支払われた場合、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額に対し保険金をお支払いいたします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を上限とします。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①戦争（宣戦の有無を問わず。）その他の変乱に起因する損害。 ②差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤核燃料物質（使用済燃料を含む。）もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑥被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者（保険金受取人）の故意または重大な過失に起因する損害。ただし、損害が、保険金受取人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、保険金受取人の受け取るべき金額についてのみ適用。 ⑦被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合はこの限りでない。 ⑧加工（修理を除く。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。 ⑨修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑩電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑪詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑫置き忘れまたは紛失に起因する損害。 ⑬地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑭台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑮補償の対象となる商品の液体の流出（香水・化粧品等）。 ⑯補償の対象となる商品の受取前の損害。　など
補償の対象とならない主な商品	①船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます。）、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶の乗車券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）旅行用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦携帯式電子機器（携帯電話、PHS、スマートフォン、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品） ⑧食料品 ⑨ソフトウェアまたはプログラム等無体物 ⑩不動産 ⑪ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品　など

※本冊子に記載している内容は2023年1月現在の情報です。